

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第七十号

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与の特例に関する条例（平成十八年広島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に改める。

第三条中「百分の十五」を「百分の十六・五」に、「百分の十二・五」を「百分の十三・五」に、「百分の十を」を「百分の十一を」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。